

2016年11月28日発行 NO.21

「社会保障の解体は許さない！憲法を守りいかす社会をつくろう！！」

STOP！介護改悪 介護ウェーブ2016推進ニュース

-介護の“Big Wave”を広げよう！-



54年ぶりに雪が舞う！ 国会行動40名参加。

11月24日(木)東京では54年ぶりの雪が降り寒さ厳しい中、介護ウェーブ国会行動では40名が参加。参議院厚生労働委員の倉林明子議員に駆けつけていただき、国会情勢について報告していただきました。グループに分かれての行動では49の議員室を訪問、そのうち3名の議員と直接話げできました。

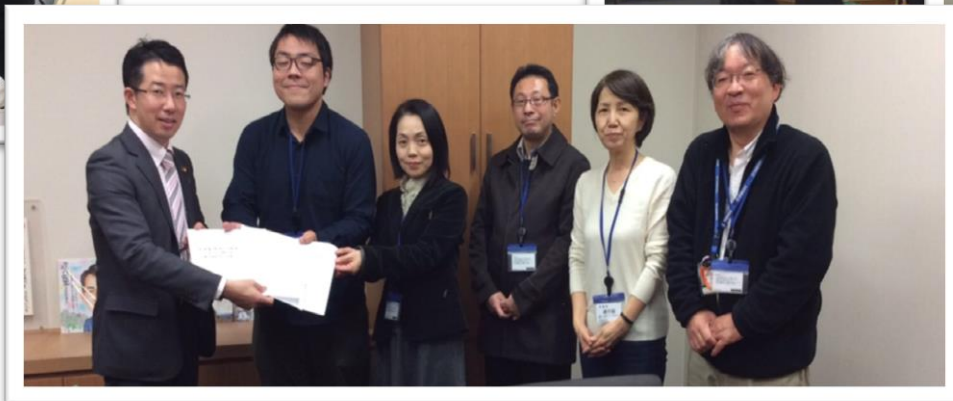
参加者の感想

はじめての参加で最初は緊張しましたが、利用者さんのことを思い出しながら話を伝えることが出来ました(兵庫)

日頃感じている医療と介護の不安や不満は声を大にして伝えていかなくは届かないと思いました(東京)

議員さんに会え、違う考えながらも議員自らの考えを述べていただいた(滋賀)

(要請書を受け取ってもらえたが)私たちの要請について、感想や意見をもらえなかったのが少し残念でした(埼玉)



山田智部長の国会行動ワンポイントアドバイス！

議員要請行動では1分間スピーチで臨みましょう。1分間の発言はおよそ300字。相手に魅力的にわかりやすく伝えるには300字程度でまとめるのがベスト。あらかじめ自分の事業所等での事例を元にまとめておくといいでしょう。慣れない国会行動で緊張すると思いますが、これで大丈夫！



「介護保険制度の見直しに関する意見(素案)」が示されました。取りまとめ案では、「制度の持続可能性」と「世代内・世代間の公平」を理由に重点化と効率化を名目に給付費削減や負担増を打ち出すような内容となっています。

案で大きな論点となっている「利用者負担のあり方」「総報酬割」については空欄で示され、25日に3巡目となる議論が行われました。

利用者負担に関して、現行では原則1割で昨年の2015年8月より一定以上の所得がある人(年収383万円以上)は2割と引き上げられましたが、さらに3割に引き上げる考えが示されました。在宅サービスの受給者のうち9.7%、特養入所者で4.1%が対象となり、さらなる負担増が強いられることとなります。また高額介護サービス費についても、一定所得のある人(世帯合算520万円以上、単身で383万円以上)に関して現行の月37,200円から44,400円へと引き上げることが示されました。これは医療保険との整合性を図るというものですが、長期間にわたって続く介護を医療と同列で扱うべきではないと反対意見が出されています。

総報酬割の導入に関しては、40歳から64歳まで

の保険料を現行の被保険者数に応じた「人头割」から所得に応じて決める「総報酬割」に変更するというものです。経団連や健保組合等の委員から大きな反対の声が上がっていますが、その本質は国庫補助1450億円の削減です。



軽度者の生活援助サービスのあり方については、保険対象外とすることや負担増は見送られるとのことですが、サービス提供者の配置基準緩和等が盛り込まれ、質の低下が危惧されます。

軽度者の福祉用具レンタルについては、自己負担化は見送り、一部高額となり問題となっている商品について、レンタル価格の公表や上限を設定することを盛り込んでいます。

厚労省は年内にも取りまとめ案を成案とし、来年の通常国会に関連法の上程を行う予定です。引き続き負担増を許さず、利用者が安心して介護を受けられるよう介護ウェブの運動を盛り上げていきましょう。

全日本民医連では12月上旬に厚労省との懇談を予定し、要望書を提出する準備を進めています。利用者・家族ひとことカード、アンケート集約を全日本までお送りください。

第69回社会保障審議会介護保険部会資料より

介護保険制度の持続可能性の確保	
<p>1. 利用者負担のあり方</p> <p>今回議論の上、追記予定</p>	<p>3. 費用負担</p> <p>(1) 総報酬割</p> <p>今回議論の上、追記予定</p>
<p>2. 給付のあり方</p> <p>(1) 軽度者への支援のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種給付の総合事業への移行については、介護予防訪問介護等の移行の状況等の把握・検証を行った上で、検討 生活援助を中心にサービス提供を行う場合の人員基準の見直し等について検討(介護報酬改定時に検討) <p>(2) 福祉用具・住宅改修</p> <p>【福祉用具】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての福祉用具貸与の全国平均貸与価格を公表 福祉用具専門相談員に、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格等を説明することや、機能や価格帯の異なる複数商品を提示することを義務づけ 適切な貸与価格を確保するため、上限を設定 <p>【住宅改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す 住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例等、保険者の取組の好事例を広げる 	<p>(2) 調整交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢区分について、65~74歳、75~84歳、85歳以上の3区分に細分化する。その際、激変緩和も併せて講じる <p>その他の課題</p> <p>(1) 保険者の業務簡素化(要介護認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新認定有効期間の上限を36か月に延長することを可能とする 状態安定者について二次判定の手続きを簡素化 <p>(2) 被保険者範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う <p>(3) 介護保険適用外施設の住所地特例の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の介護保険適用除外施設について、当該施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合の保険者の定め方を見直す。

厚労省が示した見直し案	
実施案	<p>現役並み所得者の自己負担を3割に引き上げ</p> <p>一定収入がある人の自己負担上限額を引き上げ</p> <p>大企業社員の保険料を引き上げ</p> <p>福祉用具レンタルで上限価格を設定</p> <p>軽度者向けの生活援助サービスで人員基準を緩和</p>
実施見送り	<p>福祉用具レンタルの自己負担引き上げ</p> <p>軽度者向けの生活援助サービスの見直し</p> <p>自己負担2割の対象拡大</p> <p>保険料支払い開始年齢の引き下げ</p> <p>ケアプランの有料化</p>

出典)東京新聞

お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：東、小又
 TEL：03-5842-6451 / FAX：03-5842-6460 E-mail：min-kaigo@min-iren.gr.jp